

うことです。

課題として申し上げたいことは、やはり孤立死ゼロとかそういうことを考えていくと、もっともっと密度を上げないとなかなかできない。地域によって、それができているところもありますが、それをどんどん密度を上げるということが1つあるかと思えます。

2つ目は、1枚目でちょっと申し上げましたが、住民の活動と言えども、かなりいろんなパターンを入れないと、実際にはなかなか支えられないのではないかと。もっともっと新しいすばらしい活動が出てくるのかもしれないと思っています。

3つ目は、当たり前のことですけれども、住民の活動だけではできないということで、先ほど施策の話もありましたが、いろんなものと組み合わせる必要がある。そこらがまだまだ弱いなど、住民活動のよさと、施策のよさ、あるいはそれぞれの企業でやられているよさを結び付けるということが大事なのかなと思っています。

以上です。

○高橋議長 ありがとうございます。

多分、いろんな活動を組み合わせるといってお話、やはりプラットフォームという議論を是非ここで深められないかなと、実はちょっと思っております。これは後ほどまた申し上げます。さまざまな背景を持った活動がうまく力が合わさるような地域にしていく。大変示唆的なプレゼンテーションをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が押しておりますが、引き続き、UR都市再生機構のお立場から小池委員、お願いいたします。

○小池委員 皆さん、都市再生機構の小池と申します。

私ども、都市再生機構はかつて公団住宅と申しまして、今ではUR賃貸住宅と申しますが、全国の大都市部を中心に団地数で約1,800団地、戸数にしますと77万戸弱程度の賃貸住宅の管理を行っております。

○高橋議長 資料8をどうぞごらんください。

○小池委員 資料8をごらんいただきたいんですが、この孤立死の問題ということに関しましては、私どもは貸主、家主という立場でこの問題に関わってきております。それで、資料8に沿いまして、若干、口頭の補足を加えながら説明をさせていただきます。

以前から私ども「孤独死」という言い方をしておりますけれども、団地の賃貸住宅の中で、生命、身体に関わる死亡事故という中には、病死や死因のわからない変死というものあるいは自殺、他殺、そういった事故が起きるわけですけれども、孤独死というのは、社会的に認知された定義がないということなので、内部的に、病死または変死の一対応で、死亡時に単身居住している借住者がだれにも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した事故を言うということで、2の方でその発生件数の統計を、2ページをごらんいただきますと、この統計を始めたのが平成11年以降でございまして、下のグラフの図を見ていただければわかりますように、平成11年から平成18年を見ると倍増以上しております、その中で、65歳以上の高齢者は、平成18年度のベースで見ますと63%。過半から60数%ぐ

らいが 65 歳以上の高齢者の方が占めておる。この中には、30 代、40 代、特に男性が多い傾向がありますけれども、住居内で病死するという、壮年の方でもそういう死亡事故というものが団地の中で発生しているということでございます。

それで、右肩上がりの伸びを示しておりますけれども、私どもの賃貸住宅は、年齢制限ということの特に入居上の資格要件で決めてはおりませんし、ある程度の高齢者の入りやすいような入居条件というものを設けておりますから、まだ、この頭打ちの状況までは多分至っていないくて、この傾向がしばらく続くんだらうと、私どもは見ているということでございます。

資料 8 の最初のページのところの 3 ですが、ここでは、私どもが行っている高齢者施策全般ということではなくて、孤立死の関係ということだったので、主に地域における高齢者の見守り活動というものとして、どういうことを行っているかということで御紹介させていただきます。

まず、すべての団地に自治会というものが結成されているわけではありませんけれども、自治会の皆さんと定期的な協議の場を持ちまして、その場の中で、孤立死の関係するお話をテーマにしてお話しされるパイプを持っているということです。

それで、そういう活動を通じて、具体的にどういうことをやっているかと言いますと「① 安心登録カード」と書いてありますけれども、これは団地自治会の方で、高齢者、65 歳以上を対象にしておりますけれども、その方の緊急連絡先であるとか、そういったものを登録、自治会、情報の収集は私どもが手伝いながら、そういう情報の収集を行って、自治会が主体となって、そういう見守りを行うという活動が安心登録カードというものです。

その次、「② 安心コール」と言っていますけれども、これは電話コールサービスみたいなもの見守りの 1 つで、私どもが現地管理業務を委託する住宅管理協会というところがあるんですけれども、平成 11 年に高齢者の方のいろいろな御相談に応ずるために高齢者相談員というものを設けまして、その者から、希望の合っている高齢者のお一人住まいの方を対象にしまして、定めた日で週 1 回とか定められた日に電話でコールして、様子を聞くというような、今年の 4 月以降やっている取組みです。

3 点目で「③ ごみ出しサービス」。これは見たとおり、家事サービスの一環なんですけれども、これも私どもの関連会社の日本総合住生活というものがやっているんですが、加齢によってごみの収集場所までごみを運搬するのが大変だということがございますから、これもごみの団地内の清掃業務を受託している関係で、ごみの集積場所までのごみの運搬を代わりに行うという家事サービスを通じまして、ごみの収集日に定期的に安否を確認できるというような形の取組みになっているということです。

それで、こういう地域における高齢者の見守り活動に対しての課題ということで、2 点ほど掲げさせていただきますけれども、ここに 3 点ほど挙げましたサービスというのは、全部希望者を集ってその方に対してサービスを提供するという、いわゆる手挙げ方式になっておりますから、この孤立死の中で指摘されておりますように、特に引きこもりという

か、地域社会から孤立されているというような方が当然、こういう中に入ってきていないという中で、孤立死に対する対策としては、余りこの辺が十分に機能していない面があるということです。

それと、安心登録カードというのは、これは別の言い方をしますと、団地自治会が個人情報を取得するための手続でありまして、同じ情報は私ども住宅管理上で、緊急連絡先であるとか、そういう情報は独自に持つておるわけですがけれども、個人情報保護法という法律は、取得目的と本人の同意ということを要件として法的化されておりますから、我々が管理上の目的で取得した個人情報を、自治会のこういう活動のために提供できないということで、どうしてもこういう活動になります。

その関係で、団地自治会とこういう話し合いをしている中にも、例えば、防災とか災害のときに災害弱者も同じような性質を有しますけれども、どういう人がいるのかわからない、自治会の方で独自に各戸を訪問しながら回ってもなかなか個人情報の提供が受けられないといったことが、やはり地域の中の主体的な自治活動というところの大きな障害になっているということも、実態にあるというような状況にあると思っております。

以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。

大変に貴重なデータとともに、情報保護の問題も大きな課題かと思っておりますので、また議論を深めさせていただければ思いました。どうもありがとうございます。

予定の時間が12時という約束でございまして、時間が押しており、大変恐縮でございますが、そこら辺のお含みの上、御発言をいただけたらと思います。

それでは、兼松委員、よろしく願いをいたします。

○兼松委員 全国自治会連合会の兼松でございます。

私のところは今、皆様方がお話になりましたように、専門は特に何もございません。ただ、包括的な住民自治組織であると、こういうことでございます。今、皆様方のお話を聞いておりますと、見回りが一番大切であるということでございます。全くそのとおりであると思えます。この孤独死を防止するという立場からだけではなく、自治会としては、防犯、防災の面からも独居老人の状態は、常につまびらかにしておかなければいけないと、こういうことを常に私ども言っているわけでございます。その根底には自治会は相互扶助の精神が流れているということでございますが、民生委員さんなどとも、よく協力してやっているわけでございます。

ただ、今お話がございましたように、いわゆるつまびらかにしないといけませんけれども、やはり個人情報保護法の関連があるということで、お年寄りというのは、私もお年寄りでございますけれども、ちょっとかたくなな心。なかなか心を開いてくれない場合があるんです。

そういうときにどういうふうに対処、対応するかということでございますけれども、自治会、町内会というのは、おおむね義理と人情の世界なんです。自治会、町内会はそうす

れば義理と人情しかわからないのかと、こういうことを言われる人もおりますけれども、余談でございますが、人間から義理と人情を取ったら、もはやこれは人間ではなくなりしますので、人間の根底にはそういうものがあるということで、かたくなな心を開いてもらうように、自治会長には人情の機微と申しますか、その辺のところも独居老人の方から本当に積極的に、状態をつまびらかにしていく一覧表などをつくりますときに、そういう方法でやるようにということは言っているわけでございます。

いずれにいたしましても、先ほどからもお話がありますように、やはり少しコミュニティが壊れていると思います。地域とのつながりもかなり希薄になっているところでございます。全国自治会連合会は、総務省の御指導もいただいているわけでございますけれども、今、総務省の塚田参事官からもお話がありましたけれども、参考として資料が出ておりますが、私も自由民主党の地方制度調査会の方に呼ばれまして、意見を述べたわけでございます。これからの地域は、こういうことを言いますと口幅ったいようでございますけれども、やはり町内会、自治会が地域の諸集団を束ねなければいけない。そういう役割を果たさなければいけないということを申し上げたのでございますけれども、大方の出席の国会議員からは賛同をいただいたわけでございます。

いずれにしても、それぞれの組織がそれぞれの立場でばらばらに活動しても、これ何にも効果が上がりません。したがって、今ごろ、全国的に言われていることでございますけれども、安全・安心のネットワークの中に、この孤独死の防止についても盛り込んでいくべきではなからうかと、このように思っているところでございます。

ただいま、警察庁の方から防犯活動の中にとということもお話ございましたけれども、今ごろはどうなんでしょうか。地域で個別訪問もなくなりましたね。そういうことでやはり警察の方もなかなか地域の状態をなかなか把握できていない。そういうことで、話が飛躍しますと、やはり聞き込み調査もできにくくなっている。したがって、犯罪の検挙率も悪くなっていると、こういうことになるのではないかと思うんです。

いずれにいたしましても、やはり地域活動をもっと活発にしていかなければいけない。それには、それぞれの団体が連携をとりながら、この孤独死の防止に向けて取り組んでいかなければいけない。私、先ほども申し上げましたように、専門的な立場でございませぬので、これから皆さん方の御意見をいただきながら、また我々の組織の中におきまして、いろいろ提言をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、民生委員連合会のお立場から大澤委員、お願いいたします。

○大澤委員 ただいま、御紹介賜りました全国民生委員児童委員連合会会長を務めております大澤でございます。

実は、今年、私ども民生委員制度創設90周年を迎えた年でございます。これは本日お見えの皆様にも大変御尽力を賜りまして、7月に天皇皇后両陛下をお迎えいたしまして、

大会を無事完了したところでございますが、ここで、活動強化方策、100周年に向けてということで行動宣言をしたわけでございます。

これは資料7にございまして、ここをごらんいただきますと、端的に申し上げますと、1、2、3、4、5とございますが「1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します」ということとございまして、ここに先ほど来、いろいろとお話も出ておりますように、地域住民がその地域でいつまでも住み続けていくという願いを大切にいたしまして、行政や社会福祉協議会、町内会・自治会、社会福祉サービス事業者などと協力して取り組みますよということとございます。

2は、これは特に重要な部分でございますが「2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します」。一人暮らしの高齢者の孤独死の発見は、地域社会に大きなショックを走らせております。孤立・孤独をなくすために、地域住民と手をつなぐ取組みを進めております。

3にまいりまして、これは「3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守り取組みを進めます」ということとございまして、児童への虐待や犯罪によります被害を防ぐために、行政と緊密に連絡を取り合い、子どもの安全を守る取組みを進めるということとございます。

4といたしましては「4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます」ということでして、複雑で困難な生活課題を抱え、精神的にも経済的にも不安な状況を抱える人を発見し、支援につなげていくということとございます。

5は、先ほどの2と非常に関連性があるんですが「5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います」ということでして、日ごろの見守り活動を通じまして、把握している要援護者の情報を自然災害発生時の安否確認に役立てるという活動の強化を図ります。これは、既に今度の地震などの災害でマスコミさんの方からもいろいろと、この辺は評価をされているところでございますが、これは今後、大いに努めていくべきところではないかと思うんです。

この右の方、ずっと下に見ますと長くなりますが、90周年の活動強化方策にありますように、これも1、2、3。特に3のところにあります(1)、(2)、(3)とございますが、行政や社会福祉協議会や自治会、ボランティアとの関係機関・団体と密接なつながりを増して、専門職や福祉の実践者との連携・協働、地域住民を支える。これが非常に全体的に大切なことだと思いますし、(2)の地域福祉の担い手といたしまして、地域住民の生活課題を代弁し意見を提案するとともに、住民や関係者の民生委員・児童委員への理解促進を努めるということです。(3)は民生委員児童委員協議会に集いまして、委員同士が協力しながら活動を進めるという方策をあれししまして、これは先ほど来、いろいろと出ておりますように、皆々様の一致協力、御支援によりまして、進めていければと、このように思っているわけでございます。よろしく申し上げます。

○高橋議長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、高層住宅管理業協会大蔵委員、よろしくお願いいたします。

○大蔵委員 高層住宅管理業協会の大蔵と申します。

当協会は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律という、ちょっと長い法律の名称なんですけれども、こちらの方で指定された法人で、マンション管理業者の団体として営業を行っております。

事業としては、さまざまな事業展開を行っておりますが、この中で高齢者に関する事業といたしましては、従来マンション管理業というのが建物ですとか設備という面の、主に、どちらかと言えばハードな面の管理というものを中心としていたという状況だったんですけれども、昨年からようやくソフト面、言わば居住者という面に目を向けて動き出したというような、まだ本当に走り始めたというような状況でございます。

実際、行ったものとしては、厚生労働省さんの方から御説明を受けまして、認知症サポーターというものに昨年取り組みまして、業界団体としては全体に約5,000名の認知症サポーターを昨年度育成したという状況でございます。

研修事業の一環としまして、これに関しては、今年度もこの8月の末、それから9月に認知症キャラバン・メイトの方の養成研修を東京と大阪の方で開催をいたします。また、先ほどのサポーター養成というものを、引き続いて10月に全国8会場で開催を予定しております。そちらの方でまたサポーターを育成していこうというような取組みを、高齢者事業としては行っております。

また、協会の内部事業といたしましては、調査、研究事業ということで、マンションというのがどうしても大きな世帯というよりは小世帯という形成、都市型の住宅ではあるんですけれども、非常に小さな世帯の居住形態となっておりますので、今後、高齢者の増加という面と、それから、独居高齢者というお一人暮らしの高齢者の方が増加していきだろーうといった点。マンション管理業界として非常に大きな問題です。また、それを管理業者がどこまで、どのような対応が可能なんだろうかということの研究しよう。どのような支援ができていくのかということの研究しようということで、内部に委員会を設置して、まさに今、独居高齢者について、検討をしているというようなところでございます。

今回、この推進会議の方に参加させていただきまして、孤立死という点について、いろいろ御議論をするということで、私どもの協会の方も会議の内容を受けて、幅広くマンション管理業者の方に周知活動等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。

大都市では、近年は巨大マンションができておまして、あそこで認知症の方がワンフロア1人でも発生ということになると、やはりいろいろな課題があるなと思ったりしました。ありがとうございます。ひとつ、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、旭川の消防本部からお越しいただいている稲垣委員、よろしくお

願いいたします。

○稲垣委員 時間がないので簡単に説明をさせていただきますけれども、資料6をごらんいただきたいと思います。それから、チラシをカラーで3枚用意してありますので、それも見ながら聞いていただきたいと思います。

前段に、なぜ私が選ばれたのかちょっとわからないんですが、たまたま消防本部でやっている災害弱者支援事業というのが3本ありまして、その事業をやっていることが孤立死防止対策の1つなのかなと考えて、今日、参加させていただきました。

皆さんも旭川は余り御存じではないかもしれませんが、札幌を主体とした第2の北海道の都市であります。余り旭川というのが道内の真ん中にあるということに気がついていない方がたくさんいらっしゃるんですが、最近、旭山動物園のおかげで旭川がクローズアップされまして、観光客では旭川市ではなくて、旭山市にしたらどうですかというお話もあるぐらいです。ありがとうございます。

冗談はさておきまして、この災害弱者支援事業と言いますのは、実は一番最初に平成2年に緊急通報システム、これをたまたま総務省のまちづくり事業で進めたわけなんですけれども、その通報システムの方式を自負するのは、旭川の消防が初めて考えたのではないかと思うんです。消防でこの事業を行うに当たり、ただの通報システムであれば、福祉関係の仕事になるだろう。それで、煙とガスと熱のセンサーをこれに加えて、旭川の消防で事業を起こそうということで、たしかこれを見て、北九州、全国でも大分活用されていると思っております。

そのようなことで始めたわけなんですけれども、資料にあるとおり、対象者につきましては、65歳以上の5つの項目の該当者を対象としております。これはもう皆様も御存じですけれども、センサー、それからペンダント、そういったものからお年寄りの方が通報していただくと消防本部のセンターの方に連絡が来て、それぞれの方のデータが全部入っております。センサーで来た場合については消防車が出動する。ペンダントで来た場合については救急車が出動するという方式をとっております。細かいことについては、まだこれから会議がありますので、そのときに御説明をしたいと思います。現在、3,197世帯のところを設置しております。そのほか、市営住宅ですとか、自費で設置をしている方を入れますと5,264世帯からなっております。

これが平成2年に始めたわけなんですけれども、実はこの事業をやっております。先ほどからいろいろ意見出ておりますけれども、やはり一人暮らしで非常に不安。私も相当伺っておりますけれども、変な言い方ですけれども、今の時代、非常に寂しい時代でありまして、我々「ホットライン119」という俗称で呼んでいるんですけれども、このホットラインはうちの息子や娘よりも安心できるものとたくさん言われております。

そのようなことから、実は平成6年に、旭川の消防本部には市民安心課というものをつくりました。そこで、この事業を展開しているんですけれども、その第2弾として「ほのぼのサービス」いわゆる災害弱者を訪問しようということで始めたわけなんです。

その1つは何かというと「ほのぼの電話」まずお年寄りのところに電話をして、そして安否の確認をするとともに、いついつごろ伺いたいんですけれどもよろしいでしょうかという確認をとりまして、その後、訪問をする。これは当然、消防車、救急車、職員がそのまま車両を持っていきます。ですから、たまに迷惑をかけるのは、訪問している最中に出動が入ると、おじいちゃん、おばあちゃんにまた来るからねと言いながら、そこから出動するということもしばしばあります。

訪問に行ったときに、次に手助け。これは勿論、我々、防火、防災のための訪問ということをするわけなんですけれども、やはりいろんなお話を聞いているときに、一人暮らしですから、当然、家庭の悩み、おじいちゃん、おばあちゃんのお悩み、そのようなものがたくさんあります。これを聞いているだけのごく喜んでいただけるんですね。それで、またいつ来るんですかと、来週来てくださいとか、そういうのがたくさんあります。

手助けの方については、やはり今でもストーブをつけて、煙突などつけていますから、そういったものが外れそうになっているもの、特に北海道でしたら、冬、水道が凍っていて水が出ないとか、それから、ガスのホースが切れているとか、ストーブのそばで寝ているとか、たくさん悪い状況があります。そういったものを全部手助けて、関係機関に連絡を取るとか、そういう方法もしています。

4つ目には「ほのぼのグッズ」と言いまして、徘徊の方もいらっしゃるんですけども、出掛けられるような人については、どこかで病気になったり、倒れたりといろんなことがありますから、やはり連絡ができるように、家族ですとか本人の連絡先を付けたカードをつくったり、そのほかにキーホルダーにそういうものを付けてあげるだとか、杖や靴などにもそういうものが少しでもわかるものや夜光シールですとか、そういったものも付けております。時間がないので、細かいことについてはまた後日、お話しさせていただきますけれども、これは消防職員だけではなくて、女性部消防分団の団員さんですとか婦人防火クラブ、そういった方にも協力をさせていただいて、訪問をしております。

次に、第3弾でやったのが、平成15年からですけれども、「あんしん訪問」という訪問健康相談の推進事業。これは何かと言いますと、対象者はほとんど同じなんですけれども、今までやった「ほのぼの訪問」をもっと高度化したものにしよう。せっかく行くわけですから、健康相談もしてはどうですか。そのために旭川の消防では、女性消防職員に保健師の資格を持った職員を採用しております。

それで、パソコンを持って行って、カメラの付いているパソコンなんですけれども、それでお年寄りの家を訪問し、血圧ですとか、そういったバイタルサインを全部測定しまして、これをカメラを通じて携帯の電波でセンターの保健師さんのところへ送る。お互いに画面のフェイス対フェイスで顔をお互いに見ることが出来ますから、それで安心しながら、保健師さんと健康相談をする。勿論、当然、防火の相談もしながら、指導をしてくるわけなんですけれども、非常にこういった密の事業をやっておりますけれども、相当お年寄りの方からは効果がありまして、健康体操まで教えていただけないかということで、防火クラブ



の方などは健康体操も指導したりして、非常に病院に行く回数が減りましたと、そういったこともたくさん寄せられております。

時間がないので、細かいことはまた後日、ゆっくりお話をしたいと思いますけれども、そういった事業が防火、防災だけでなく、この孤立支援の防止対策の一環にもなるのではないだろうかなどと考えております。今日はこの辺で。

○高橋議長 ありがとうございます。

また詳しく伺いたい気持ちがいたしました。いわゆる攻めの防災という感じがいたしました。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、新宿区の御経験、また、大きな資料もいただいておりますが、伊藤委員、よろしく申し上げます。ちょっと時間の関係がございますので、またということをお含みの上、序論的な話という感じでお願ひします。

○伊藤委員 わかりました。簡潔にやらさせていただきます。

新宿区の伊藤でございます。

お手元に資料5ということで、配付させていただいております。新宿では孤独死という言葉方をしておりますが、取組みについてでございます。新宿区を東京都の地図で見いただきますとわかるように、ほぼ東京の真ん中にございます。いわゆる都会の中心で歌舞伎町もあれば、都庁もあるという大変にぎわいのあるところというイメージがありますがということで、次のページをお開きください。

新宿区は形が犬の形になっております。犬の形の前足の付け根のところは新宿駅というように感じになっておりまして、ここにマスコミ等で有名になった団地がございます。真ん中にあるのが戸山ハイツと言いまして、都営で約3,000世帯の団地でございます、この高齢化率を下の表で比べていただきますと、新宿区の65歳以上の高齢化率18.6%が何と38.4%。それから、左の方の戸山団地、これが東京新聞がずっと追い掛けていた団地でございますが、町丁名が幾つかに分かれています、百人町三丁目の団地が24%、百人町四丁目に行くと51.6%。大変、高齢化率の進んだ、ここは全体で1,300戸ぐらいございますけれども、ここをずっと追い掛けておりまして、マスコミで有名になったということもありまして、新宿区の高齢者対策、孤独死防止対策が今回、厚生労働省の方から委員として推薦されるどころまで行ったのかなとも考えております。

3ページでございますが「全国・東京都・新宿区の単身世帯数、高齢者の率」等比較したものでございますが、下の表だけ見てください。新宿区の一人暮らし高齢者率、何と30%でございます。人口比でございますが、10人に3人は65歳以上で一人暮らしをしているというのが、新宿区の実態でございます。

そういったことを踏まえまして、4ページでございますが、孤独死防止の取組みを始めまして「取組みの経過」の一番下に書いてございますが、平成18年7月に全庁的な対策検討会を設けました。1つには、マスコミの報道や議会等の要望もございますが、何よりもそれより前から私どもの首長、区長の問題意識が大変高かったということが大きなきっかけ

けでございます。

5 ページに「孤独死の定義」それから「新宿区内における孤独死の実態」がございますが、既に御発言がありますように、法的には明確な定義がございません。したがって、新宿区では、孤独死を定義するというのではなくて、対策を講ずべき対象者ということで、大体2週間ごと程度に見守る者がいない、独居または高齢者のみ世帯の高齢者、これを対策の対象者にするというで定義づけをしました。

実態としては、生活福祉課と書いてありますが、生活保護を所管しているところがございますので、一人暮らし高齢者の約4割が生活保護を受けているという実態がございますので、そこからまず数字を編み出してみると、年間で60人～70人がということがございます。したがって、人口動態等でそれ以外の人も含めると、新宿区内の孤独死者数は大体10人前後ではないかと推計をしております。

6 ページでございますけれども、孤独死対策の考え方はこれまで皆さんから御発言があったとおりでございますので省略させていただきます。

「高齢者の見守り事業」といたしましてはさまざまございますが、65歳以上の大部分の方がこの対象者でございますが、利用している人はさまざまなサービスを利用されます。しかし、利用されない人はどこにも網がかかってこないということで、要するに、申請主義、手挙げ主義ではこれを対象にできないということが、区として問題意識として持ったところでございます。

7 ページでございますが、「孤独死防止への取組み1」といたしまして、従来の見守り等の事業に加えまして、平成18年度、去年の事業で、まずごみの訪問収集を拡大いたしました。先ほどもお話ございましたけれども、集積所に持っていくのが原則でございますが、不燃ごみ、可燃ごみ、それから資源と合わせると週に4回、ごみの収集が東京ではございますので、これを自宅の前に出しておいてください。ごみを持っていきますよ。ごみが3回出ていなかったら地域包括の方に連絡しますというようなことで、これは戸山団地でモデル的にやらせていただきました。それを今年度は拡大してございます。

もう一つが、孤独死を考えるシンポジウムを開催いたしました。そのシンポジウムの中身につきまして、本日お手元にブルーの表紙のものでございますが、そのときの具体的な発言等が書いてございますので、お持ちさせていただきましたが、是非、後ほどごらんください。千葉県松戸市の常盤平団地の自治会長さんなどもここに御参加いただいておりますし、それから、先ほど申し上げた戸山団地の自治会、医療機関の立場、民生委員の方、さまざまところで議論をいただいたものでございます。消防署には申し訳ないんですけども、当日は会場の定員を大幅に超えてしまいまして、公表しているのは何人と書いてありますけれども、これ以上来ていることを内緒でお伝えしておきます。

あとは今年度の事業でございますが「孤独死防止への取組み2」というところの「・」の2つ目「一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布事業」でございます。これが、手挙げ方式ではなくて、おせっかいやき事業と私どもは申し上げてございますが、住民登録で単

純に一人暮らしと思われる人のリストアップをいたしました。これが約1万5,000人でございますけれども、それに対して民生委員の御協力を得て、全員に対する悉皆調査をさせていただいて、実際には同居していて世帯分離という形での一人暮らしだった人もいるので、そういう人を除いた形で情報紙を個別に今後、配付していこうというものでございまして、参考までにその個別配付の資料もお持ちいたしました。『ぬくもりだより』というものでございます。職員の手づくりでございますので、大したものではございませんけれども、これは1つのツールでございまして、配付に行くということで、見守りをするということでございます。したがって、ポストに投函するのではなくて、「トントン ごめんください、持ってきました」ということで、お届けすることによってお元気ですかという見守りをするというものでございまして、第1回につきましては、民生委員の御協力で6月に実施いたしました。第2回以降の配付は9月以降ということになってございます。

雑駁でございますが、以上で新宿区の実施の取組みの説明を終わらせていただきます。

○高橋議長 ありがとうございます。

大変、いい資料も含めまして、ありがとうございます。リチャート型というか手挙げ方式から世話やり方式という、これも多分これからの議論の大変キーワードかと思えます。ありがとうございました。

それでは、引き続き、千葉県の方からどうぞよろしくお願いをいたします。

○飯田委員 それでは、千葉県の取組みを一言だけ御報告ということで、千葉県では昨年度の平成18年度から、孤独死という言い方をしているんですが、その取組みを本格的にやっております。メニューとしては、シンポジウムの開催と、あと地域性の違う市町村でモデル事業ということを取り組んで、18、19の2か年事業ということで取り組んでおります。

千葉県では、松戸市の常盤台団地というところで、かなり前から独自の取組みを進めているところがあると、ここはかなり個性的な方がぐいぐい引っ張ってやっている例なんですけれども、ほかの県内各地でもうまくいく事例をそれぞれ検討していこうということで、昨年度、実態調査をやって、今年度は、その対策について実践して取り組んでいってみようということで、そこでうまくいった事例も、またうまくいかなかった事例も、いろんな参考として県内に広めていこうということで進めております。

それで、今年度はその辺の状況が見えてきましたら、また皆様にも御報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋議長 ありがとうございます。

時間ですが、もうちょっとお時間を頂戴させていただけたらと思います。

それでは、最後に安藤さん、ひとつよろしく御発言お願いいたします。

○安藤委員 一番最初もやりにくいですがけれども、大トリも非常にやりにくいなと思っております。

唯一、専門職のない一般の私でございますけれども、多分、現実に母の介護を約10年や

ったということでお選びいただいたと思います。

私は皆様のように、資料も何もございません。お話しできるのは、母の在宅介護を通じて何を感じたかということだけです。高齢者が一人でも安心して暮らせるかという、何と難しいことをテーマに議論しなければいけないのか。なぜなら、家族がいても高齢者が、安心して暮らせないのが現状です。

私の母は同じマンションの別フロアに暮らして居りまして、私達家族は何回も危機一髪ということを取り抜けてまいりました。救急車のお世話にもなりましたし、火事を起こしかけて 119 番のお世話になったこともございます。

一番びっくりしましたのは、毎朝、起きると私たちの住まいに来る母がなかなか起きて来ません。私はそのとき地方に出なければいけない、飛行機の時間が迫っている。さて、どうしよう。電話かけても母は出ない。別フロアの母のところピンポン押しに行っても、母は出てこない。持っていた合かぎで母のドアを開けようと思ったらかぎが開かない。もう家を出なければ飛行機に間に合わないという本当に恐ろしい状況になってしまい、おばに電話をかけて、こういう事情なのですぐ来てくれと言って、私は、北海道に立ちました。

東京に帰ってきて、いろいろ詳しく聞きましたら、母は知らない内に全部ドアのかぎを替えてしまっていました。家族でさえ信用ができなくなっていたんです。老人性のうつ病と、あと脳腫瘍を患っておりました。そして、かぎが家の中で、表玄関のかぎ、中玄関のかぎ、自分の部屋に入る前の応接間のかぎ、そして自分の部屋のかぎ、4つ、かぎの 110 番の方が開けなければならない状況でした。

結局、母がどうしていたかと言いますと、血圧が高くなって、夜中にトイレに行こうと思ったれば、ベッドと壁との間に落ちこちてしまって、身動きがとれなくなっていた。携帯電話も手が届かない。自宅の電話も当然手が届かない。ピンポン鳴らしても、声を上げても、一番奥のベッドルームですから声が聞こえないという状況で、18 時間放置されたままでした。

本当に家族がいてもそういうことがあるんだなと思い、母を自分の方の部屋に引き取り暮らしていましたが、何度も留守中に転倒する。そして、トイレで血圧が高くなって倒れていたこともありました。つねに見守りが必要だとするならば、24 時間必要になってしまうわけです。家族がいても、高齢者というのは危険と常に直面していかなければならないということを、私は 10 年間経験いたしました。

昔でしたら、年寄りというのは家族が見るのが当たり前だったと思います。ところが、多分核家族化が進んでしまって、娘であろうと、息子だろうと、それぞれの家庭ができたから、やはり親を引き取るということがだんだん少なくなってくる。

何が問題かと言いますと、在宅介護をしようと思っても、介護者の方の肉体的、精神的、そして経済的な負担が非常に大きいんです。ケアマネジャーの驚見委員は御存じだと思いますけれども、どんなに介護保険が改善されたとしても、介護者の負担というのは大変大きいわけです。ですから、これから高齢者が一人でも安心して暮らせるというのは、介護

者の方の立場のことも含めて考えていかなければいけない問題なのではないかなと思っています。

そして、先ほどからいろんな方が資料でお話しなさっていらっしゃいましたが、人間の人生というのはいろいろで、個人の選択肢というのがたくさんあると思います。何が一番大事かという、やはりメンタルなケアというのがすごく大事になってくると思います。先ほども「ほのぼの訪問」とか、本当に言葉で「ほのぼの」いいなと思うんですけども、そのほのぼのを受け入れてくれるかどうかというところがキーポイントなので、その辺のところも一緒に考えていけたらどんなにいいかと思います。

○高橋議長 ありがとうございます。

御経験を踏まえて、やはり家族がいても孤立、孤独というのかあるというのは現実でございます、大変示唆に富む御発言をいただきました。

ちょっと時間オーバーしてしまいましたが、13人の委員の皆様から一当たりファーストラウンドで、また次回も御発言をいただけるかと思いますが、今日は大変貴重な御意見を、そして、恐らくまとめをするに当たって、さまざまな示唆に富んだ御意見を頂戴いたしました。これを次回以降深めながら、この推進会議を進めさせていただければと思っておりますので、また何か御意見等ございましたら、事務局の方にお申し添えいただくということで、今日は第1回でございますが、大事ないろいろな御報告、御発言をいただきまして、大変充実した時間であったかと思えます。

それでは、第1回の推進会議を終わらせていただきますので、事務局の方にバトンタッチをさせていただきます。

○厚生労働省（井内） 本日はありがとうございます。

それでは、次回以降の日程につきましては、また改めて調整させていただいて、御連絡をさせていただきたいと思えます。先ほども申し上げましたけれども、全部で3回ないし4回の開催で御提言をいただければと考えております。

本日も長時間にわたりまして、本当にどうもありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございます。